

2023年度
予算要望書及び政策提案書

市民ネットワーク千葉県

◆ はじめに ◆

新型コロナウイルス感染症問題は3年目に入り、私たちの社会生活に甚大な影響をもたらしています。第7波となったコロナパンデミックは回を重ねるごと感染者が増大し、しわ寄せは65歳以上の高齢者が医療にかかれず、基礎疾患が悪化する問題となって表れており、対応が急がれます。コロナワクチン副反応は特に若い男性に心筋症、心筋炎として起こることが製薬会社から報告されています。心筋は再生できない細胞であるため、影響は深刻です。公衆衛生の観点からワクチン接種を推進するのであれば、副反応被害への治療方法の確立、被害への補償とセットであるべきです。また、医療従事者が不足していることが課題ですが、医療体制の早期整備と、臨機応変な対応ができる体制づくりを要望します。

私たちは、コロナによるネットカフェ難民救済をきっかけに一昨年より生活困窮者の生活相談事業を、東船橋を拠点に行っています。当事者が望む自立した生活ができるよう、住まいの確保を最優先課題として、生活保護申請に同行し、現場から生活保護制度の改善を求めています。少しずつ改善はしてきたものの、福祉事務所によって対応に差があります。生活保護は憲法25条で保障された国民の権利であること、扶養照会も本人の意思に沿うよう、研修等で周知徹底し、窓口対応の改善が求められます。

女性の自殺者が増加しています。女性は非正規雇用・低賃金労働が多く、コロナ禍では容易に解雇されることなどが原因のひとつと推測されます。男女共同参画基本法が制定されて23年経ちましたが、労働分野をはじめ、女性を取り巻く環境は旧態依然であると言わざるをえません。真摯に検討するよう要望します。

命の源である水と大気を守る観点から、水源地に立地する産廃処分場の汚染水漏洩問題の改善を至急求めます。また、環境破壊を伴うメガソーラーではなく、環境保全型の太陽光発電や風力発電などの「千葉県産地消エネルギー政策」や、ZEH、ZEBなどによる省エネルギー政策を推進するよう要望します。

福島原発事故汚染水の海洋放出は、千葉県の水産業に直接被害を及ぼす恐れがあることから、国に対して見直すよう声を上げていただきたく、要望します。

来年1月から3月末まで第3子以降の給食無償化が実現します。学校給食は子どもたちの体を作る大切な「食」です。「安かろう、悪かろう」を防ぐため、無償化と共に「有機化」をセットで進めるべきと考えます。ぜひ「千葉県有機農業推進計画」や「千葉県食育推進計画」に学校給食の有機化を位置づけ、技術支援のみならず食材の安定供給のため環境整備を支援する対策を要望します。

本年も、2023年度千葉県予算編成に向けて、市民ネットワーク千葉県は多くの県民とともに創りあげた予算要望書を提出いたします。知事ならびに執行部におかれましては、なにとぞよろしくご協議の上、来年度の予算編成に反映していただきたく、お願い申し上げます。

2022年10月24日

市民ネットワーク千葉県
共同代表 伊藤とし子
岩崎 明子

自治・行財政改革

【県民参加と情報公開】

1. 重要施策の決定に際しては、**タウンミーティング等**県民が直接意見を述べることのできる場を必ず設置すること。
2. 条例制定にあたっては、素案公表の際にパブリックコメントを必ず実施するよう、「**指針**」を改正すること。
3. 「NPO 立県千葉」の理念を復活させ、NPO 支援予算を拡充すること。
4. 県外へ機動隊を派遣する場合は、「日報」及び「復命書」を必ず作成し、県民に公開すること。
5. デジタル改革関連法が施行に際しては、個人情報の直接収集の原則や、思想、信条、宗教及び社会的差別の原因となる個人情報の収集を行わないという原則を堅持すること、並びに、匿名加工による個人情報の利活用を監視する「個人情報保護審査会」の機能を大幅に強化すること。

【審議会、検討委員会等】

1. 附属機関の委員の選定にあたっては、専門性や技術性が問われる審議会であっても公募による市民枠を設け、一方の性が50%を下らないようにすること。また、議員は除外すること。
2. 会議の傍聴申込は、周知期間を少なくとも2週間は取り、傍聴者に発言の機会を積極的に与えること。非公開の場合は、2日前までに理由も含め周知を徹底すること。
3. **審議会から市町村担当者会議に至るまで、全ての議事録をHPに載せて、県民への情報公開を図ること。**

【人事・組織】

1. 内部通報制度を会計年度任用職員も含めて全職員に周知させ、十分に機能させること。また、**改正公益通報者保護法に則り、通報者を特定させる情報の守秘を厳守させること。**
2. 県幹部（県警も含む）が利害関係のある団体・企業へ転職することを、全面禁止すること。
3. 会計年度任用職員に対しては「同一価値労働・同一賃金」の観点から処遇の改善をさらに図ること。また、その改善状況の数値を、毎年開示すること。
4. 教育庁については、定数内不補充教員の解消に努めること。

【入札・契約・その他】

1. 公契約条例の制定をめざし「検討委員会」を立ち上げること。

2. 県発注工事において引き上げられた設計労務単価が、最終請負人及び労働者の賃上げにつながるよう、具体的な施策を講じること。また、業務委託についても、支払い賃金の実態について調査すること。
3. 専門性の高い財産取得（高額医療機器や環境管理システム機器など）の高落札率の改善に取り組むこと。
4. 各部局で行っている入札の仕組みを一元化し、全庁的な入札契約制度改革をさらに進めること。
5. 公文書の年号は、西暦も併記すること。
6. 災害時などで、インフラの維持管理が持続的・安定的に行われる、あるいはきめ細かな住民サービスが期待できる「地域維持型契約方式」の導入を検討すること。

危機管理

【防災対策】

1. 防災分野における女性参画をさらに進め、市町村防災会議における女性委員ゼロの解消に努め、防災コーディネーターの女性比率を一層高めること。
2. 河川の行政区単位による縦割り行政から脱却し、水系と集水域全体を一体的・総合的にとらえた流域治水対策に転換すること。
3. 浸水のリスクが高い地域については、福祉施設や学校などを建てないよう立地規制を行うとともに、宅地造成にはリスクが伴うことを周知すること。
4. 利根川水系や江戸川等の堤防強化を耐越水堤防工法により早急に進めること。
5. 仙台市、鳥取県が先行事例となっている「災害ケースマネジメント」導入を、市町村と連携して行うこと。

【有事・国民保護法制】

1. 「国民保護計画」に基づいて毎年行われている市民を巻き込んだ実働訓練の中止を国に求めること。
2. 国民保護計画に「存立危機事態」が組み込まれるが、同事態では自治体は国民保護の実施主体とはなれない。「保安確保」と「生活関連物資等の安定供給」を司るべき県としての責務を再確認し、地域住民の安全と人権を守る観点から、「国民保護計画」の抜本的見直しを図ること。
3. 防犯カメラについては、「千葉県安全で安心なまちづくりの促進に関する条例」から独立させ、個人のプライバシー保護を主眼に置いた条例を制定すること。

【原子力・核エネルギー】

1. 東海村核施設で事故が起こった場合、本県における放射能汚染等の被害は免れない。とりわけ老朽化した被災原発である東海第二原発に関しては、2021年3月18日の水戸地裁判決を尊重し、再稼働を認めず、即刻の廃炉を求めること。
2. 原発全ての再稼働の凍結を国に求めること。さらに、運転開始から40年を超える老朽原子炉、BWRマーク1型はすべて廃炉とし、「核燃料サイクル」構想の破綻が明らかとなった現実に鑑み、新たな「エネルギー基本計画」の抜本的見直しも含め、原子力依存のエネルギー・電力政策からの撤退を国に求めていくこと。
3. 核施設の事故直後に速やかに住民に配布するためのヨウ素剤の購入及び保管、40歳以下の住民へのヨウ素剤配布体制を早急に整え、住民にその情報を公開すること。
4. 危険な放射性物質であるプルトニウム燃料が県内の道路を通過するに当たっては国に通過道路の情報公開を求め、県として早急に対策を講じること。
5. すでに完工が**26回**も延期され、さらに**2回目**の完工時期「未定」の届出が提出されている安全面・技術面並びに採算性に多くの問題のある六ヶ所核燃再処理工場について、設計・工事計画認可申請を取り下げ、即刻改良工事を中止し閉鎖するよう国と日本原燃に求めること。
6. 福島原発の多核種除去設備（ALPS）処理・汚染水の海洋放出については、本県の水産業に悪影響を及ぼす恐れが大きいことから、**放出を停止して陸上保管に戻すこと**。合わせて陸上保管できる**残余スペースの情報の公表**を国に求めること。

【非核・平和】

1. 公正性と公平性に著しく欠ける「日米地位協定」の抜本的見直しを国に求めること。アメリカ軍が保有する劣化ウラン弾や化学兵器、生物兵器の県内持ち込み及び移動を禁止すること。
2. 成田空港など県内の施設の「有事国民保護法」に基づく軍事使用は認めないこと。「土地規制法」に基づく「規制対象区域」指定においては、常に住民の意思を尊重し、自治体として住民の人権を最大限尊重する姿勢を明示すること。
3. 陸自習志野演習場の大型弾薬庫の運用停止、即時撤去を国に求めること。
4. 陸自木更津基地の「オスプレイ日米共通整備基盤」の機能強化は**即刻**中止するよう、国と米国側に要請すること。
5. 米軍がエンジンとローターをつなぐギアボックス内のクラッチの不具合発生を公式に認めた**構造的欠陥を有する**陸自購入オスプレイ17機の陸自木更津基地への暫定配備と飛行訓練は**白紙撤回**するよう国に要請すること。
6. 狭小で住宅地、国道に近接している習志野演習場での降下訓練の速やかな中止と、陸自オスプレイの同演習場を用いた訓練は行わないよう国に求めること。

7. 陸自「総隊制」移行に伴う、本県下の旧「中央即応集団」隷下3部隊、松戸基地及び下志津基地の陸自ミサイル部隊の新たな部隊運用については、情報公開と住民への説明責任を徹底するよう国に求めること。
8. 2017年に始まった、習志野演習場での「空挺団降下訓練始め」への米軍の参加、及び、2020年より始まった日米合同訓練は、今後完全に中止するよう国に要請すること。
9. 県有施設である幕張メッセでのDSEI Japan 2023武器見本市の開催を許可しないこと。

まちづくり

1. かずさアカデミアパーク内の未利用地に対する土地賃借契約は、早期の収束をめざすこと。
2. 千葉県の水政策を国交省のフルプランに丸投げせず、千葉県独自の人口予測と水需給予測に基づいた長期水需給計画を作成すること。
3. 千葉県の過去50年間の渇水状況を精査し、霞ヶ浦導水事業への参画の必要性を検証すること。
4. 工業用水の料金制度を、参画企業の節水努力が反映できるよう、責任水量制から実給水量を反映した制度に移行すること。
5. **新たな湾岸道路建設については、「東京湾環状道路並びに関連道路建設促進期成同盟」は県が事務局を務めていることから、会議等の議事録を公開すること。また、具体的なルートや構造を決める際は、三番瀬保全に関わる市民団体の意見を聴くこと。**
6. 福島原発事故の自主避難者に対しては、市町村とともに実態把握し、公営住宅への優先入居や引っ越し費用補助、小・中学生がいる自主避難者への民間賃貸住宅の家賃支援など、きめ細かな支援に取り組むこと。
7. 県営住宅における一人親家庭の入居枠を3割以上設けること。
8. カジノを解禁するIR法の対象となる施設を千葉県内に誘致しないこと。
9. 小学校の通学路の緊急一斉点検で、危険性があるとされた3,495か所について、緊急性のあるところから順次速やかに、ガードレールや信号、横断歩道等の設置を進めること。**信号機設置や道路拡幅、歩道整備など用地買収など時間がかかる箇所についても、長期的な計画を策定し、継続的に進めること。**
10. 通学路は制限速度を時速30kmとし、大型車両進入禁止区間においては、取締まりを強化すること。
11. **大型車両のアルコールインターロックやADAS機能の装備を進めるための助成制度を設けること。飲酒運転根絶宣言参加への働きかけを更に強化すること。**

福祉・保健・医療

【誰もが安心して暮らせるために】

1. コロナ困窮者支援も含め、中核地域生活支援センターの充実を図るため、予算をさらに拡充すること。
2. 生活保護
 - ① 福祉事務所の改善
 - A) ケースワーカーの人数を増やし、研修を充実させ、資質の向上を図ること。
 - B) アパート転居後の利用者の生活調査を行い、就労支援体制に反映するよう指導していくこと。
 - ② 申請事務の改善
 - A) 申請から受給決定までの期間を1週間前後とする「千葉県基準」を設けること。
 - B) 扶養照会について、福祉事務所で生活保護申請者に配られる「生活保護のしおり」に、厚労省事務連絡「扶養義務の履行が期待できると判断される者に対して行うこと」を明記するよう周知徹底すること。
 - ③ 住所を持たない申請者について
 - A) 各福祉事務所に、住所を持たない生活保護申請者でも必ず申請を受理し、無料低額宿泊所を強要しないよう徹底指導すること。
 - B) 県内福祉事務所の、受給決定までの緊急宿泊費と生活資金の貸付制度を調査し、非人道的なケースは改善指導すること。
 - ④ 無料低額宿泊施設について
 - A) 入所者の生活改善のため、施設への抜き打ち検査と利用者の意向調査を実施すること。
 - B) 施設は一時的な宿泊施設であることから、入居期間は原則3ヶ月とし、利用者の年齢、生活状況等をふまえ、民間アパート等への転居を進めること。
 - ⑤ 住宅の確保
 - A) 県営住宅を、生活保護受給者用住宅として活用すること。
 - B) 一時生活支援事業を実施しているのは未だ千葉市、市川市、松戸市、柏市、我孫子市の5市のみである。未実施の自治体に、実施を促すこと。
 - C) セーフティネット住宅情報提供システムに、生活保護受給者用に特化した低廉で優良な物件の登録を増やすこと。
 - ⑥ 医療について
 - A) 国が進める「生活保護の医療扶助受給者の国保・後期高齢者医療制度への加入」には徹底的に反対し、阻止すること。

【高齢者福祉】

1. 有料老人ホームに対しては、市町村と連携を図りながら未届有料老人ホームに対する届出指導を徹底し、入居者の安全と処遇の改善を進める。
2. サービス付き高齢者向け住宅のサービスが適正に行われるよう厳正な指導・監査を行い、結果を公表し、市町村にも情報を通知すること。
3. 高齢者虐待については市町村への支援を強化し、事案終了後も十分な経過観察を行うこと。
4. 千葉市では5階建て中層における階段昇降サポートを行う事業への支援を始めた。千葉県内の各市でエレベーターのない5階建て団地に住む県民ができるだけ長く住み慣れた自宅で過ごせるよう、階段昇降サポート提供事業者への助成制度を導入すること。

【障がいをもつ人の福祉と社会参加について】

1. 地域によって受けられるサービスに偏りがないう「医療型児童発達支援センター」が未設置の医療圏域に対しては、人材育成（医師、看護師、リハビリ等）を行い、速やかに設置するよう市町村に強く働きかけること。
2. 「障害者差別解消法」に基づき、千葉県でも差別の実態を把握し、当事者を交えて障がい者差別禁止計画を策定すること。とりわけ、ジェンダーによる複合差別解消の視点をしっかり入れること。
3. 県内自治体に対し、重症心身障害児者および医療的ケア児者の実名名簿を活用して、当事者への十分な支援を行うよう指導すること。
4. 常に不足している医療的ケア児を支援する看護師については、公的病院からの派遣や、公的病院の勤務に学校看護師を組み込むなど緊急に取り組むこと。また、格差の著しい学校勤務看護師の時給アップなど、労働環境改善を図ること。

【保健・医療】

1. 新型コロナウイルス感染症対策
 - ① 高齢者施設と職員に対する定期的PCR検査を継続すること。
 - ② 千葉県陽性者登録センターの手続きを、図を示すなど分かりやすく簡略化すること。
 - ③ 感染ピーク時に発熱外来に電話が繋がらない事態を防ぐため、発熱外来の指定率を50%まで引き上げること。また全て公表すること。
 - ④ 新型コロナワクチンの副反応について、常設の相談窓口を設置し、治療のための研究機関の設置を厚労省に要望すること。
 - ⑤ 医療ひっ迫に備え、世田谷区のオンライン診療のような、発熱相談をオンラインで受け、医師と直接話せて薬の処方までできるシステムを導入すること。
 - ⑥ 抗原検査キット無料配布に関しては通年型に変更し、年齢制限を取り払うこと。
 - ⑦ コロナによる自宅死を防ぐために、独居高齢者の見守りをきめ細かく行うこと。

2. 難病法に指定されていない難病に対し、県独自の助成を行うこと。
3. 重度心身障がい児・者の医療費助成制度に導入した新規自己負担を取りやめること。
4. 緩和ケア病棟をさらに拡充すること。
5. HPVワクチンはいまだ副反応被害が深刻なことから、接種の積極的勧奨中止と、副反応の治療方法の確立と被害者救済を国に求めること。
6. HPVワクチン接種希望者には、副反応として身体的障がい・学習障がい等の多様な症状があるなどの情報提供を積極的に努め、被害を未然に防ぐこと。副反応被害者の実態調査を行い情報提供・救済に努めること。
7. 乳幼児のワクチン接種による副反応被害を防止するため、副反応被害の情報提供を医療機関レベルで行うこと。
8. フッ化物集団洗口については、危険性や副作用に関する情報を積極的に開示し、希望者以外強制しないよう強く市町村に働きかけること。
9. 看護師・保健師等修学資金の申し込み枠を増やし貸付額をさらに拡充すること。
10. 介護士・看護師が訪問先で受けたセクハラ・パワハラについて、市町村と連携して把握を行うこと。また、兵庫県のような2人以上の職員による訪問サービス提供時の費用の一部補助を県独自で創設すること。
11. 国民健康保険料を抑制するために、市町村における法定外繰入れを政策的判断として前向きに認めること。
12. 東千葉メディカルセンターの経営の健全化に千葉県として積極的にかかわり、経営状況について随時県議会に報告すること。
13. コロナ対応に当たって保健所の体制見直しを行い、人員と予算を拡充し、時間外労働の偏りを解消すること。
14. 助産院を産科過疎地で開院するための財政支援を行うこと。

【県立病院】

1. 「次期千葉県立病院改革プラン」では2029年（令和11年）度での収支の黒字化を目指しているが、「利潤より県民の健康を最優先する」という県立病院の本旨に立ち返り、経営優先の改革プランを見直すこと。
2. 厚労省が要請する「公立・公営病院の再編・統合議論」に対し拙速な結論を出さず、県民参加のもと十分な議論をつくすこと。
3. 医療事故を防ぐために医師、看護師の労働環境を改善すること。

環境

【放射能汚染対策】

1. 8000 ベクレル以下の放射性廃棄物の県内発生量と保管量を改めて調査し、公表すること。
また、管理型処分場等に持ち込まれた総量についても調査・把握し、公表すること。
2. 8000 ベクレル以下の除染土について、国の決定基準の如何に関わらず、県内公共事業には使用を認めないよう、入札契約に盛り込むこと。

【再生可能エネルギー・省エネの推進】

1. 2021年2月の「2050年二酸化炭素排出実質ゼロ宣言」の具体的なプログラムと行程表を早急に作成し、毎年その達成状況を検証・報告すること。
2. 県有施設においては、新規建設も含め、再生可能エネルギーの利用を高め、省エネの達成数値目標を掲げて積極的に取り組むこと。
3. 小水力発電、ソーラーシェアリング、太陽熱利用、木質バイオマス等、小規模電力や熱利用の実用化を進め、全国39位と低い再生可能エネルギー自給率を高めること。
4. 「卒FIT電力」の自治体としての活用を、市町村とも連携して早急に検討すること。
5. 東京都が進める「戸建て住宅太陽光パネルの設置義務化」について千葉県でも検討すること。
6. 省エネ推進のため、県独自の「住宅の断熱・気密性能」の基準を設け、新築住宅に対し認定制度を設置し費用補助を行うこと。
7. 都県市連携の「電気の共同購入」の参加世帯の目標値を設定し、拡大を図ること。

【残土・産業廃棄物・山砂採取・再生土】

1. 産業廃棄物安定型処分場については、安定5品目以外の廃棄物混入による環境汚染が後を絶たない状況であることから、県内での新設を認めないこと。また、廃掃法から安定型産廃最終処分場という類型を廃止するよう国に働きかけること。
2. 産廃処分場は、観測井の塩化物イオン濃度と水位の数値を毎月県に報告させ、県はホームページで公表すること。
3. 「君津環境整備センター」の汚染水漏洩については、土堰堤の底辺部に遮水シートが敷設されていないことが原因であると、事業者自身が認めていることから、早急に二重の遮水シート敷設を指示すること。
4. 廃プラスチックを有価物として大量に保管している事業者に対して、売上伝票を毎月提出させる等、厳しいチェック体制を構築すること。
5. 千葉県残土条例の改正
 - ① 千葉県残土条例の目的に「土地の秩序ある利用」を加え、水源地など、県民の福利厚生に関わる土地は、土砂搬入禁止区域に指定すること。
 - ② 隣接地権者の同意条項を加え、事業者・土地所有者を連帯保証人とする。

- ③ 盛り土の高さ制限の条項を新設すること。
 - ④ 事業完了後は「地歴」を残し、必要に応じて情報を開示できるようにすること。
 - ⑤ 建設発生土の移動や処分は、自区内処理、県内処理を原則とし、県外残土の受け入れの要件を厳しくすること。
 - ⑥ 既存の特定事業場に隣接、またはその上に土壌を重ねるような事業計画に対しては許可を与えないこと。
6. 残土搬入車両の過積載・違法改造等の取締りを厳格化し、定期的に行うこと。
 7. 「再生土等の適正な埋立て等の確保に関する条例」は、今後「届け出制」から「許可制」とし、また中間処理業者に関する規制と情報開示を進め、厳格に事業者指導を行うことなど条例改正を行うこと。
 8. 山砂採取に関しては国有林、県有林を除外し、環境保全の視点と、資源の有効な管理を明確に盛り込んだ千葉県独自の「砂利採取規制条例」を作成すること。山砂採取場周辺は、地下水系の変化、地盤の隆起など地勢調査を行なうこと。

【化学物質対策】

1. すべての県有施設の建物、公園、街路樹などは、できるだけ殺虫剤、化学物質を使用しない「総合防除」を導入し管理し、その結果を公表すること。**特に児童相談所、養護施設は居住場所となることから、早急に総合防除での管理を徹底すること。**
2. 学校・幼稚園・保育所等の工事については、シックハウス症候群を未然に防止するため、文部科学省の定めた6物質だけでなく、**TVOCも加え**、その規制値を設けること。防蟻剤（シロアリ防除剤）は現在使用しているネオニコチノイド系殺虫剤は健康被害を誘発するので、使用しないこと。化学物質過敏症について、個別相談に対応できるよう相談窓口を設置すること。また、**化学物質過敏症を診断できる近隣の専門医の情報を調査し、相談者に情報提供できるようにすること。**
3. 平成21年策定の「学校に於けるシックハウス症候群・化学物質過敏症対策マニュアル」に**最新情報を盛り込み**、学校現場で周知・徹底し、施設ごとの調査結果を**HPで公表すること。**
4. 柔軟剤、制汗剤などによる「香害」被害について、児童・生徒、保護者に周知を徹底し、「香料使用自粛」を求めるポスターを公共施設に掲示すること。

【電磁波対策】

1. 予防原則に則って、電磁波が人体に与える影響について、調査研究を行うこと。
2. 信号や県有施設に5G基地局を設置させないこと。**設置する場合は、住民への事前説明を事業者**に義務付けること。県営住宅敷地内での基地局設置については、健康被害の訴えがあった場合は速やかに撤去すること。

【水環境と生物多様性】

1. 県条例で汲み上げ規制外となっている小口径井戸について、実態調査を行うこと。
2. 県環境研究センターは、地下水汲み上げによる地盤沈下への影響の把握に留まらず、因果関係を立証するデータを公表すること。
3. 林地開発箇所に水源地が含まれる場合は、地域で利用される水の確保に著しい支障を及ぼすことがないように、徹底的な調査と、事業者への指導を実施すること。
4. 合併処理浄化槽の法定検査の受検率が低い原因を分析し、全国平均以上に早急に引き上げること。また、速やかに高度処理型合併処理浄化槽に転換できるよう、県独自の十分な財政措置を行うこと。
5. PFOS、PFOA の汚染箇所について、原因究明と周辺住民の健康調査を実施すること。

【森林・里山 環境保全】

1. 県内の自伐型林業を進めている NPO 団体等と連携し、持続的森林経営が期待できる自伐型林業の普及に取り組むこと。
2. メガソーラー設置に関しては、地域森林計画対象民有林・国有林、地すべり防止区域、急傾斜地崩壊危険区域、土砂災害警戒区域・特別区域、砂防指定地は、「設置規制区域」として原則設置禁止とすること。また、事業者に対し、林地開発申請を出す前に、住民説明会の開催を義務付けること。
3. 複数の自治体にまたがる放置人工林の天然林化を促進するため、県は助言や財源措置など、積極的に支援すること。
4. 森林環境譲与税を、意向調査や計画づくりなどのデスクワークではなく、手入れの行き届かない森林の整備や、ナラ枯れ病対策等現場の取り組みに有効活用するよう、県内市町村を指導すること。また、森林環境譲与税を活用した森林整備モデル事業を継続発展させ、放置人工林の広葉樹林化を進めること。

【環境教育】

1. 気候変動に特化した教育プログラムを早急に構築し、千葉県学校教育・社会教育の中で推進すること。
2. プラスチック製品を使わない生活様式について広報し、推進すること。まずは県有施設から給水所を設置するなど、ペットボトルを使用しない生活様式が実行できる環境整備に努めること。

【三番瀬】

1. 新しい湾岸道路が完成した場合、三番瀬への影響の視点から調査研究すること。

食と農

1. 在来種を保全・活用する条例を早急に制定し、施行すること。
2. 国の「みどりの食料システム戦略」に盛り込まれている数値目標にとらわれることなく、県内の有機農業の健全な発展を推進すること。
3. 「千葉県有機農業推進計画」と「千葉県食育推進計画」に学校給食の有機化を位置づけること。
4. 現業農家の緊急課題である給排水施設の老朽化、更新対策等に予算を厚くすること。
5. 農薬の空中散布を実施する際には、有人、無人ヘリ、ドローンすべてにおいて、散布除外施設・エリアに飛散しないよう最低でも200メートルの緩衝地帯を設定すること。また、登校にかからないように、夏休みに限定すること。
6. 生態系に影響を与えるネオニコチノイド系農薬の使用を規制すること。
7. RNA農薬については、情報収集と十全な検討に努め、安易な導入は行わないよう、生産者と関連団体等に指導すること。
8. 千葉県の多様な農産物を育成するため、種苗法による自家増殖禁止指定品目拡大に歯止めをかけ、県として農家の自家採種の権利を確保する政策を堅持すること。
9. 生産者による有機認証シールの普及を支援すること。

子ども

【子どもの人権】

1. 子どもをあらゆる人権侵害から救済し、子どもの人権が十分に守られるように、子ども人権条例や、コミッショナー制度を制定すること。
2. 「子どもの権利条約」を子どもたちに知らせるために、「千葉県子どもの権利ノート」を、学年を決めて毎年県内すべての児童・生徒に配布し、授業等での活用を促すこと。
3. 「わいせつ・セクハラ・不祥事」と称していた事案は、「性暴力・性犯罪」であることを教職員向けのすべての文書に明記し、被害を受けた子どもの心の傷の深刻さをしっかりと周知すること。
4. 人権教育・啓発促進法に則り、子どもたちが人権教育プログラム(子どもへの暴力防止プログラムCAPなど)を受けるようにすること。合わせて命の安全教育への取り組みにも活用できることを精査し、小学校6年間において1度は体験できるよう、県立学校・養護施設・市町村教育委員会に働きかけ、財政支援も含めて支援をすること。
5. 千葉県子どもの貧困対策推進計画は、数値目標を盛り込んで改訂し、進捗管理にあたっては、市町村ごとの実施状況を公表すること。また、その成果と課題を毎年、市町村と共有すること。

6. 主権者教育の一環として、高等学校での自治活動を推進し、校則や制服などについても生徒参加で見直しを進めること。主権者教育は小中学生の時から年齢に応じて行われる必要があり、市町村教育委員会へも小中学校における自治活動の推進を働きかけること。
7. 酒々井学すなわち「主権者教育ガイドライン」（総務省作成）を県内の各学校に配布できるよう予算措置し、積極的に活用すること。
8. 保育園等送迎バスでの置き去り事故防止のため、「保育園等の送迎バス運用マニュアル」を早急に策定すること。また、監査対象に送迎バスの運行状況を加えること。

【社会的養護】

1. 一時保護所については、一時保護期間の短縮に努めること。また、子どもが十分野外活動できるよう環境を整えるとともに、10代後半の子どもについては、プライバシーが守られ落ち着ける環境を確保すること。
2. 要対協と一時保護所の連携を密にし、情報共有すること。
3. 退所後養護施設に移った子どもの支援を継続し、家に戻った子どもについては市町村とより一層連携を強化すること。
4. 養育里親など里親制度を市民に広く知ってもらうフォーラムを県内各地で開催し、里親委託率を上げること。レスパイトケアや相談体制を充実させること。
5. 特別養子縁組を前提の里子として、生まれたばかりの赤ちゃんを委託する「愛知方式」を積極的に導入できるよう研究すること。
6. 自立援助ホームに関しては、高校生活支援として部活や昼食代、さらに大学受験料補助、大学進学者の住居支援、自動車運転免許取得助成など、子どもたちの自立に向けた財政的支援をすること。

【障がい児への支援】

1. 就学先の決定は、子ども本人や保護者の意見を尊重し、通常学校を希望する場合、ハードの整備及び人員体制を整え受け入れること。すべての県立学校にエレベーターを設置すること。
2. 高校入学を希望するすべての子どもが入学できるように、高校の定員内不合格をなくすこと。

【学校教育】

1. 教育予算の一層の拡充を早急に行うこと。
2. 小中学校全学年を最大30人の学級とし、副担任を配置するなど一人ひとりに合った学級運営が行えるよう体制を整えること。

3. 正規職員とすべきところを臨時的任用講師で充当しているいわゆる「定数内欠員補充講師」をなくし、正規職員にすること。
4. G I G Aスクール環境の構築においては、各教室のアクセスポイントから十分な距離をとり、インターネットを使用しない時には、手元スイッチでルータの電源を切る、電磁波の影響を受けない部屋を設けるなど、電磁波による健康被害に十分配慮するよう実施市町村へ周知すること。
5. 性の情報があふれる中、**低学年から現実に即した性教育を行うこと。**
6. 低年齢での妊娠・中絶・性感染症などが増加している現状から、教員が正しい知識を持って対応ができるように保健師・助産師などの専門家による研修を拡充すること。
7. 各自治体に1人以上のスクールソーシャルワーカーの配置ができるように市町村への委託事業に切り替えること。また、市・県配置にかかわらず、日常的な情報連携を行い、小・中・高と切れ目ない支援につなげること。
8. 県立中学校の教科書採択にあたっては、これまでの不透明な採択方式を改め、専門調査委員会、選定審議会、教育委員会の教科書採択に関わる会議を全面公開し、教育委員会で公正な採択を行い、議事録も全て公開すること。
9. **長期病気療養、入院などで通学できない児童・生徒のためにテレロボを使ってリモート授業が受けられるよう環境整備を行い、学習権を保障すること。**

【県立高校・私学助成】

1. 県立高校の施設整備については、学校現場の修繕・改修要望に応えるため、さらに予算を拡充すること。
2. 「千葉県奨学金制度」の返済にあたっては延滞利息をゼロにし、コロナ禍での滞納の実態把握と救済策を行うこと。さらに給付型奨学金を早急に新設すること。
3. 「生徒の健康の保持増進に資するため、適正な夜間学校給食を普及充実する」とする法の趣旨を遵守し、定時制高校夜間給食を復活させること。それまでは夕食費補助事業を拡充し、自己負担を軽減すること。
4. 佐倉南高校夜間部生徒の通学に伴う交通不便と経済的負担について、通学定期への補助や、返済不要の奨学金制度、スクールバスなどの対応を検討し、できる限り生徒の負担軽減に努めること。

【図書館】

1. **新県立図書館の整備にあたっては、県立図書館職員の意見を聞き、反映させること。**
2. 「第4次千葉県子ども読書活動推進計画」に沿って、図書館未設置の市町村への働きかけや学校図書館への支援の充実を図ること。

3. 県内の学校図書館や、子どもと本をつなぐ活動をしている団体等への支援として、毎年刊行される児童書を全点購入し、展示すること。ブックリストやおすすめ本のレビューの配布、選書などの相談に応じること。希望に応じ、県内何か所かで相談会を開催すること。
4. 図書館職員・学校図書館職員・公民館職員のための研修は、基本的研修以外に、それぞれの図書館で必要な内容をブラッシュアップしていける内容の講座を複数回行うこと。遠隔地等、研修会に参加しにくい職員のためにオンラインの活用や、県立図書館職員を派遣しての研修を行うこと。
5. 県内の外国人の居住の実態を踏まえ、1人でも日本語の学習ができるような参考書やテキスト類、各国語の絵本など、展示すること。リストの配布、選書の相談等に応じること。

【教育委員会】

1. 教育委員会の委員の選任にあたっては、男女同数を基本とし、公募・市民推薦も取り入れ、多様な分野からの登用を進めること。
2. 請願や陳情については、教育委員会会議で例外なく審査すること。また、提出者に対し、その案件の取り扱い方法や結果を文書で通知すること。
3. 月例の教育委員会の前に開かれる教育委員勉強会の議事録を作成公表すること。
4. 教科書選定に関し、印旛採択地区は9市町と構成団体が多すぎるため2～3分割にし、会議を公開すること。
5. ゲノム編集トマト苗の無償配布の申し出があった場合、各学校に受け取らないよう指導すること。

【新型コロナウイルス感染症対応】

1. 学校、幼稚園、保育園、学童では、1人でも陽性者が出た場合、全員にPCR・抗原検査などを行うこと。

ジェンダー

1. 民間支援団体に直接支援を求めたケースを含め、保護にいたったDV被害者すべての数を把握すること。
2. 経済的に厳しい運営状況にある民間シェルターに対して千葉県独自の財政支援制度を持つこと。
3. 男女共同参画課は、DVがジェンダーに関わる人権問題であるとの認識に立ち、児童家庭課と連携しDV防止基本計画の実施にあたること。
千葉県DV防止対策検討会議に於いては、千葉県男女共同参画推進懇話会との連携をはかること。
4. 「若者のためのDV予防セミナー」は3年間で一度は受けることができるよう回数を増やすこと
5. 高校生のデートDVの実態調査をすること。
6. 男女共同参画課として女性若年無業者の実態調査を行い、女性若年無業者専用の相談窓口を設置すること。
7. LGBTは障害ではないとの認識を全庁で共有すること。

8. 「障害のある人もない人も共に暮らしやすい千葉県づくり条例」の解釈指針から性同一性障害の記述を削除すること。
9. 男女共同参画課としてLGBT 課題に取り組み、LGBT 専門の電話相談を設け、窓口には適切に対応できる人（当事者など）を配置すること。
10. 学校教職員のLGBT 研修は、**人権研修の一部で実施するのではなく、LGBT 研修に特化して質量ともに充実をはかり、実施すること。オンデマンド方式など全教職員が直接研修に参加できる形を検討すること。**
11. 性自認に不安を持つ生徒児童からの相談について実態把握をすること。
12. 男女共同参画センターフェスティバルの自主事業やワークショップは、男女平等の視点にたった内容とすること。
13. **性被害に対するワンストップ支援事業について、東葛方面での実施を検討すること。**
14. 県庁組織でのセクハラ・パワハラ相談は、被害者の人権を尊重し、相談者が不利益を被ることのないよう対応すること。相談窓口で受けた後は、第三者機関で調査とすること。
15. 「妊娠SOS」の相談窓口においては、ラインを活用すること。
16. 様々な課題や困難、不安を抱える女性への支援として、女性活躍推進法にもとづく地域女性活躍推進交付金公募要項にあるような、相談事業や自立支援事業を実施すること。
17. 男女共同参画課は、性別に基づく固定概念にとらわれないことや男女の多様なイメージをもつなどの視点で、千葉県行政全体を点検する機能を持つこと。また警察、教育委員会、病院、議会、企業局のなかに、男女平等の視点で施策全体を検討する部署をそれぞれ設けること。
18. 県内の特別支援学校で、CAP（子どもへの暴力防止プログラム）を実施すること。
19. 政治分野における男女共同参画の推進に関わる法律の趣旨に則り、女性議員を増やすために千葉県としての施策を実施すること。
20. 千葉県男女共同参画推進センターにおいては臨時職員も含めた職員の研修を実施すること。
21. 千葉県男女共同参画推進センターは、ジェンダー課題に取り組む市民団体との連携を強化すること。
22. 県庁組織の女性管理職についての数値目標を掲げること。
23. 自治会やPTA など、あらゆる組織で意思決定の地位にいる者の女性割合を増やすため、県としての施策を実施すること。
24. 県が行うアンケートにおいては、調査項目によってはジェンダー課題が明らかになるように男女別の統計をとり、結果を施策に反映すること。

人権

1. 人権侵害に対し責任をもって解決できる権利擁護機関を早急に設置すること。
2. 外国人の医療、労働、人身売買など人権の問題について救済する公的機関をつくり、草の根交流を行なうNPOを支援すること。
3. 改正警察法施行による「サイバー警察局」の捜査に関しては、あくまでも戦後の警察法制の基本理念に則り、自治体警察の捜査権の優先を遵守すること。
4. 定住外国人の地方公務員の採用をすすめ、さらに管理職への道を閉ざさないよう国籍条項を全撤廃すること。
5. 定住外国人の地方参政権を認めるよう国に求めていくこと。
6. 幼児教育、公教育、公的行事において、君が代・日の丸の強制を行なわないこと。
7. パートナーシップ制度について、市町村が条例を策定するよう勧奨すること。

千葉県立美術館

1. 広く県民に意見を募り、千葉県立美術館の独自性を吟味、確立すること。

千葉市美浜区

1. 豊砂の浜（幕張C浜）について、活用に向けての計画を策定するとともに、ゴミ箱やトイレの設置をするなど、清掃ボランティアの支援をすること。
2. 美浜区内の県有地について、真砂5丁目の企業庁跡地やコミュニティセンター跡地などの土地については、市に寄せられた市民の声も聞き計画すること。